主 文

- 一 被告は原告に対し、一七〇万一五二七円及びこれに対する平成七年二月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は三分し、その二を被告の、その余を原告の負担とする。

四 この判決は、原告勝訴の部分につき、仮に執行することができる。ただし、被告が一三〇万円の担保を供するときは、右仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第一 講求

被告は原告に対し、二四〇万円及びこれに対する平成六年二月二八日から支払済 みまで年五分の割合による金員(遅延損害金)を支払え。 第二 事案の概要

本件は、被告の従業員であった原告が、被告との間に退職金支払の合意があったと主張して、退職後、被告に対し、退職金の支払を求めたものである。

ー 争いのない事実

- 1 被告は、東京弁護士会所属の弁護士である。
- 2 原告は、昭和六〇年一二月二日、被告経営の法律事務所の事務員として期限の 定めなく被告に雇用されたが、平成六年二月二八日退職した。 二 争点
- 1 退職金支払の合意の有無

(原告の主張の要旨)

被告は、平成元年ころ、原告に対し、「当事務所の退職金は退職時の月給の勤続年数分である。」旨説明し、そのころ、原、被告間に、右説明のとおりの退職金支払の合意が成立した。

(被告の主張の要旨)

原、被告間において個別具体的な退職金支給につき合意したことはない。なお、 被告事務所には退職金支給を定めた就業規則はない。

2 退職金の算定額

(原告の主張の要旨)

、退職時の原告の月給は三〇万円(手取り)であったから、原告の退職金額は少なくとも二四〇万円と算定される。

したがって、原告は被告に対し、右二四〇万円及びこれに対する退職日である平成六年二月二八日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張の要旨)

争う。

第三 当裁判所の判断

一 争点 1 (退職金支払の合意の有無) について

証拠(甲九、原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、従前から、被告は、自己の経営する法律事務所の事務員の退職金支払について就業規則を定めていなかって。 と、原告は、東京都新宿区〈以下略〉所在の建物「四谷弁護士ビル」五階にある複数の下路、原告は、東京都新宿区〈以下的、平成元年ころ、同じ階にある複数の活動務ける事務員同士の情報交換に話した際、被告は、原告に対していたが、平成元年の法律事務所の事務員の給料や待遇などを被告に話した際、被告は、原告に対したこと、ある。」と説明したことがなかったの場所の退職金のことなど考えたことがなかった原告が驚て、右説明したことはある旨述ですか。」と問き返すと、がなかったの告述べ様子でありにおよる発言であるとが、そのたびごとに、おははの事業がであるとの後、原告は被産するしたいの言されらいますでは、そのたびごとに、被告がら退職金を支えたのは、当日被告の表のであるにと、平成六年二月二八日原告が退職金を支えたのは、当日被告の表のであるにと、平成六年二月二八日原告が退職金を支えたのは、当日被告の表のであるにと、平成六年二月二八日原告が退職金を支えたのは、当日被告の表のであるにと、以上の事実が認められる。

以上によれば、被告は原告の退職時の月給の勤続年数分の退職金を支払う旨の合意が、平成元年ころ、原、被告間に成立したことを認めることができる。

二 争点2(退職金の算定額)について

前記認定の、被告は原告の退職時の月給の勤続年数分の退職金を支払う旨の合意にいう「退職時の月給」とは、その文言の合理的解釈に徴して、退職時の基本給を意味するものと考えられるところ、証拠(乙六、被告本人)及び弁論の全趣旨によれば、原告の退職時の基本給は月額二〇万六四〇〇円であったことが認められるから、これに原告の勤続年数(昭和六〇年一二月二日から平成六年二月二八日までの期間に対応するもので、一年未満の期間は日割り計算による。)を乗ずれば、原告の退職金は一七〇万一五二七円と算定される。

時間に対応するもので、一年未満の期間は日割り計算による。)を乗ずれば、原告の退職金は一七〇万一五二七円と算定される。 なお、原告は、退職時である平成六年二月二八日からの遅延損害金の支払を求めているが、労働基準法二三条一項の定めるところによれば、被告の退職金債務は、請求後七日間を経過して遅滞に陥るものと解されるところ、証拠(甲四、乙三、原、被告各本人)によれば、原告は、平成七年一月二五日被告に対して退職金の表表ができる。)から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めてきる。)から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めてきる。)から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求め

ることができる。 三 まとめ

以上によれば、原告の本訴請求は主文第一項の限度で理由があるから、これを認容し、その余は棄却すべきである。なお、被告申立ての仮執行免脱宣言については、一三〇万円の担保を供することを条件として、これを付することを相当と認める。

東京地方裁判所民事第一一部 裁判官 福岡右武